

航空法

1. 案内情報

- ①手続名：空港等又は航空保安施設の変更許可
- ②手続根拠：航空法（以下「法」という。）第43条第1項
- ③手続対象者：空港等の設置者又は航空保安施設の設置者
- ④提出時期：空港等又は航空保安施設に国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするとき
- ⑤提出方法：申請書を作成し、航空法施行規則（以下「規則」という。）第240条第1項第14号に掲げるもの以外のものにあっては、航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（空港等）、航空局交通管制部管制技術課（航空保安無線施設）、航空局交通管制部交通管制企画課航空灯火・電気技術室（航空灯火）へ提出して下さい。なお、規則第240条第1項第14号に掲げるものにあっては、空港等又は航空保安施設の所在地を管轄区域とする地方航空局の担当者（空港部管理課（空港等）、保安部管制技術課（航空保安無線施設）、保安部航空灯火・電気技術課（航空灯火））へ提出して下さい。
- ⑥手数料：なし
- ⑦添付書類・部数：規則第86条（空港等）、第103条（航空保安無線施設）及び第121条（航空灯火）に定めるところによる。
- ⑧申請書様式：様式の特定はなし
- ⑨記載要領・記載例：⑤提出方法に記載した提出先となる担当課（室）にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

①提出先：

航空局 03-5253-8111（代表）
航空ネットワーク部ネットワーク企画課（内線49121）
交通管制部管制技術課（内線51413）
交通管制部交通管制企画課航空灯火・電気技術室（内線51164）
東京航空局
空港部管理課 03-5275-9317
保安部管制技術課 03-5275-9324
保安部航空灯火・電気技術課 03-5275-9296

大阪航空局
空港部管理課 06-6949-6213
保安部管制技術課 06-6949-6231
保安部航空灯火・電気技術課 06-6949-6527

②受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③相談窓口：①提出先に同じ。

④その他：東京航空局の管轄区域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形

県、秋田県、福島県、宮城県、岩手県、青森県及び北海道)

大阪航空局の管轄区域（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

3. 手続情報

- ①審査基準：法第43条第2項において準用する法第39条第1項に定めるところによる。
- ②標準処理期間：空港等 3～6ヶ月
航空保安施設 1～2ヶ月
- ③不服申立方法：行政不服審査法の規定による。